## (様式第1号)

# 第69回 建築審査会 会議録

日		時	平成30年	5月11日(金) 10:00~
場		所	芦屋市役所	東館3階大会議室2
出	席	者	会 長	辻井 一成
			委 員	麻木 邦子
				神農 悠聖
				工藤 和美
				仲西 博子
				吉田良
			欠席委員	藤本 幹也
			事 務 局	灰佐 信祐
				島津 久夫
				五島 慶太
				中村 聡太
				飛延 由希
事	務	局	都	市建設部 建築指導課
会議の公開				公開
傍]	聴 者	数	0	人

### 1 会議次第

- (1) 議事
  - ア 会長の選出
  - イ 会長代理の選出
  - ウ 第1号議案 道路内に休憩所を新築する件(陽光町)
- (2) 報告
  - ア 兵庫県内建築審査会長会議 平成30年8月29日に芦屋市で開催予定
- (3) その他
  - ア 次回の建築審査会について
- 2 提出資料
  - 第69回芦屋市建築審査会資料 一式 第48回兵庫県内建築審査会長会議会資料 一式
- 3 審議経過

開会

- (1) 議事
  - ア 会議成立の報告 委員7名中6名が出席し、過半数を満たすため会議は成立。
  - イ 会長の選出 委員の互選により、辻井委員を会長として選出した。
  - ウ 会長代理の選出 委員の互選により、工藤委員を会長代理として選出した。

エ 会議公開についての諮問及び傍聴人についての報告 出席委員より異議は無く、会議及び議事録を公開することとした。 傍聴希望者はいない旨事務局より報告を行った。

#### 才 第1号議案

議題:道路内に休憩所を新築する件(陽光町)

上記の議題について事務局から審査会資料(付近見取図,配置図,平面図等)を 用いて計画の概略の説明を行った。

[主な質疑内容]

○仲西委員:法43条に規定する空地の先はどの様になっているのか。避難経路に なっているのか。

五島係長:法43条に規定する空地についてはフェンスで囲われており、建築物の横の部分1ヶ所からの出入りとなる。

○仲西委員:喫煙所の形状はどの様になっているか。一般利用者の通路部分との 離隔距離はどのくらいあるのか。

五島係長: 喫煙所は鉄骨造であり、屋根とパーテーションで構成されている。 離隔距離については、主たる施設利用者の動線と概ね5m程度離れて いる。

○仲西委員:喫煙所は出入り口に扉があるのか。 五島係長:扉は無い、外気に開放されている。

○仲西委員:公衆衛生の観点から、喫煙所が囲われていない場合は受動喫煙を防ぐことができない。しっかりと囲うべきではないか。

島津主幹:申請者へご指摘の内容を伝えます。

○工藤委員:法43条に規定する空地の仕上げはアスファルト舗装か。公園等である必要はないか。

五島係長:条文上は広い空地とあるため、公園に限らず空地があればよいと考 えている。

○麻木委員:高速道路の路面のレベルより、建築物が建つ位置のレベルが高いようだが、理由はあるのか。

五島係長:構造上,建築物を高速道路高架に固定させる必要があり,その構造物が路面に突出するため,高速道路の路面と同一レベルで建築物を計画することは難しいと聞いている。

○工藤委員:車椅子使用者利用駐車施設の後ろにスロープがあるが、スロープは 当該駐車施設からしかアクセスできないのか。混雑時には車椅子利 用者よりベビーカー利用者が多いように思うが、もう少し一般利用 者の通路部分に近い位置に設けるべきではないか。

五島係長:平面図には一般利用者の通路の横にスロープがあるが、車椅子使用 者利用駐車施設の後ろを経由する計画となっている。申請者へ審議 内容を伝えます。

○麻木委員:休憩所内に飲食スペースはあるか。

五島係長:便所の手前に自動販売機コーナーとソファの置かれたスペースがある。

○麻木委員:飲食関係の業者が入り、火気を使用することはないか。

五島係長:火気を使用することはないと聞いている。清掃員詰所にミニキッチンがあるが、IHを使用する計画としている。

○辻井会長: 許可に当たって審議する点をもう一度整理したいが、事務局として はどの様に考えているか。

島津主幹:許可根拠規定については、法第43条が敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの、法第44条が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないものとある。

法第43条第1項第2号は、高架の下に建築物がある等、平面的にみると接道しているように見えるが実際は道路へアクセスできない等のケースを想定していると解釈しており、本件は高架道路上に建築物が建つため、本来の接道という意味では問題はないが、条文上は許可は必要となると考えている。

法第44条に関しては、原則道路内に建築物を建築することは出来ないが、ただし書きの第1項第4号の規定により許可できるものと判断している。

なお、尼崎市の管轄地でも同様の案件があり、同様に法第43条、法 第44条の許可をしている。

○麻木委員:阪神高速湾岸線は六甲アイランドで終点となるが、需要はあるのか。

中 村:大阪から神戸方面へ向かう線では、尼崎にパーキングがあるのみで 他には休憩できるスペースがないため、料金所跡地の有効活用のた めと申請者からは聞いている。

○麻木委員:安全上の説明で,西宮市側に避難口があるとのことだが,この休憩 所から直接地上へアクセスする計画はないのか。

五島係長:休憩所の新築と同時期ではないが、同様の避難口を設置する計画が あると聞いている。

○辻井会長: 芦屋の花火大会の時に渋滞になることや, 休憩所が満車になること が予想されるが, 対策はあるのか。

島津主幹: 花火大会当日は周辺エリアでは通行規制がされているが, 当該部分がどうなのか確認の上, 申請者へご指摘の内容を伝える。

○吉田委員:道路の範囲を確認したい。

島津主幹:休憩所の建設予定地も含めて道路の範囲に含まれる。

○神農委員:休憩所ができ24時間利用可能になると,騒音等は問題ないか。

島津主幹:防音壁が設置されている点と,近隣の建築物までも450m程度離隔距離があるため,問題ないと考えている。また,有料道路であるため,休憩所利用者以外の人が常時溜まる場所になるとは考えづらい。

[結論]

全会一致で同意した。

#### (2) 報告

ア 兵庫県内建築審査会長会議

上記の概要について事務局から第48回兵庫県内建築審査会長会議会資料を用いて 説明を行った。

#### (3) その他

ア 次回の建築審査会について

現在案件はないため、案件に応じて日程調整を行うこととした。

閉会